

# 厚生局運営細則

2024年 3月20日 制定

## (目的)

第1条 日本聖約キリスト教団厚生局（以下「厚生局」という）は日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）に所属する働き人の福利厚生のため、その目的に沿って次の業務を行う。

- (1) 福利厚生（健康診断、慶弔金含む）
- (2) 退職金
- (3) その他

## (構成及び運営)

第2条 厚生局の運営は局長および次長が行うことを基本とし、必要に応じて信徒役員で構成される総務委員会で議論の上、運営を進める。

## (予算及び決算)

第3条 厚生局の会計年度は教団の会計年度と一致するものとし、予算及び決算は総会において一般会計の一部として決裁され、また報告しなければならない。

2 科目については、下記の通りとする。但し、数年間の一時的なものであれば、責任役員会の了承を得た上で、新たな科目を追加することができる。

- (1) 健康診断費
- (2) 慶弔費
- (3) 退職金
- (4) 事務活動費

## (健康診断)

第4条 厚生局は、働き人が健康な身体でその働きに当たることができるよう、一年に一度、厚生局の予算で健康診断を受けさせなければならない。

## (慶弔金の給付)

第5条 慶弔金を次の基準により給付する。

- (1) 結婚祝金 20,000円
- (2) 出産祝金 20,000円（本人または配偶者の場合）
- (3) 弔慰金 50,000円（本人死亡の場合）  
30,000円（配偶者死亡の場合）  
20,000円（子女及び同居の両親が死亡の場合）

(生命保険奨励金の支給)

第6条 教職者を対象とした生命保険奨励金を次の基準により支給する。

(1) 本人 1,000円(月額)

(2) 配偶者 1,000円(月額)

2 支給回数と支給原資

(1) 支給回数は年に一回とし、一年間の合計額を年始に支給する。

(2) 原資は一般会計からの過去の補填額とし、これがなくなり次第、この奨励金は廃止する。

(退職金)

第7条 厚生局は、別途定める「退職金規定」に従って、働き人に退職金を支給しなければならない。

(その他)

第8条 厚生局は、別途定める「介護休業および介護短時間勤務に関する運営細則」、「育児休業および育児短時間勤務に関する運営細則」に従って、働き人に適切な環境を用意しなければならない。

(制定、改廃)

第9条 この細則は、厚生局が発議し、責任役員会の議決を経て教団総会において制定または改廃されるものとする。

2 この細則は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または、改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経て後、施行されるものとする。

制定 2024年 3月 20日